二　うんしゅうみかん、いよかん及びうめ　開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
三　なつみかん、かんきつ類の果樹及びびわ　開花期から当該開花期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
3　前項の申出は、法第百四十七条の規定による申込みと同時にしなければならない。

第五款　畑作物共済

（共済関係を成立させないことを相当とする事由）

第百三十八条　法第百五十二条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。
一　共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
二　当該農作物に係る法第百五十三条第一項第一号の基準収穫量若しくは当該蚕繭に係る同号の基準収繭量又は同条第三項の基準生産金額の適正な決定が困難であること。
三　当該農作物又は蚕繭に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
四　当該農作物（大豆を除く。）に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること、農作物の作付けが事業規程等で定める作付基準に適合しないこと又は当該蚕繭につき通常の桑葉の肥培管理若しくは蚕児の飼育管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。
五　当該農作物に係る類区分ごとの栽培面積が五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内（北海道にあっては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内）で事業規程等で定める面積に達しないこと又は当該蚕繭に係る類区分ごとの蚕種の掃立量が〇・二五箱を下回らず二箱を超えない箱数の範囲内で事業規程等で定める箱数に達しないこと。
2　前項第五号の蚕種の掃立量については、第八条第二項の規定を準用する。

（一括加入の区分）

第百三十九条　組合等は、法第百五十二条第二項の区分を定める場合には、連続して作付けすることによりその生育に重大な支障を及ぼすおそれがある農作物について一の区分とするものとする。

（引受方式）

第百四十条　法第百五十二条第一項の規定による申込みは、農林水産大臣が定めるところにより、次に掲げる共済関係の区分（以下この款において「引受方式」という。）を選択してするものとする。
一　全相殺方式（法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、第百四十九条第一項第一号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
二　半相殺方式（法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、第百四十九条第一項第二号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
三　地域インデックス方式（法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、第百四十九条第一項第三号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
四　災害収入共済方式（法第百五十三条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係をいう。以下この条において同じ。）
2　前項の規定により全相殺方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ又は蚕繭に係るものとする。
3　第一項の規定により半相殺方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、大豆、小豆、いんげん又は茶に係るものとする。
4　第一項の規定により地域インデックス方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ又はかぼちゃに係るものとする。
5　第一項の規定により災害収入共済方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、茶に係るものとする。
6　第一項の規定により全相殺方式（蚕繭を除く。）又は災害収入共済方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。
一　類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去五年間において法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者
二　類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量（災害収入共済方式にあっては、収穫量及び価格）がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

（共済金額の設定に当たり基準収穫量に乗ずる割合）

第百四十一条　法第百五十三条第一項第一号の農林水産省令で定める割合は、一から、第百四十八条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合を差し引いて得た割合とする。

（災害収入共済方式の共済金額の下限）

第百四十二条　組合員又は共済資格者が法第百五十三条第一項第二号の規定により申し出ることができる畑作物共済の共済金額は、同条第三項の基準生産金額の百分の三十に相当する金額を下回らない金額とする。

（基準収穫量等の設定方法）

第百四十三条　法第百五十三条第一項第一号の基準収穫量（以下この款において「基準収穫量」という。）及び同号の基準収繭量（以下この款において「基準収繭量」という。）は、農林水産大臣が定める準則に従い、全相殺方式にあっては農業協同組合等の出荷資料等に基づく単位面積当たり収穫量（てん菜及びさとうきびにあっては当該単位面積当たり収穫量に農作物の糖度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量、蚕繭にあっては収繭量）、半相殺方式にあっては耕地ごとの収穫量等に基づく単位面積当たり収穫量、地域インデックス方式にあっては統計単収をそれぞれ基礎として、定めるものとする。

（単位当たり共済金額）

第百四十四条　法第百五十三条第一項第一号の単位当たり共済金額は、類区分ごとに、農林水産大臣が定める二以上の金額から、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。
2　共済責任期間の開始後に前項の農林水産大臣が定める二以上の金額が変更された場合については、第九十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

（共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乗ずる割合）

第百四十五条　法第百五十三条第三項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十又は百分の六十の中から組合員又は共済資格者が申し出た割合とする。

（基準生産金額の設定方法）

第百四十六条　法第百五十三条第三項の基準生産金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、法第百三十三条第一項に規定する資料又は青色申告書及びその関係書類に基づき算定される組合員又は共済資格者ごとの単位面積当たり生産金額を基礎として定めるものとする。

（共済掛金区分）

第百四十七条　法第百五十四条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。
一　類区分
二　引受方式の別
三　第百四十五条又は次条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別